

第5章 『守る』

交通ルール・マナー啓発

自転車を安全に利用するため、「自転車適正利用の推進」「交通安全思想の普及」を柱に、自転車利用のルールやマナーの啓発に取り組みます。

1. 交通安全意識の向上

本市における自転車事故の原因は、主に交差点安全義務違反や指定場所一時不停止等であることから、自転車事故は自転車利用者の交通ルールやマナーの欠如により発生しています。自転車事故の防止には、ハード面での自転車利用環境を整備するだけでなく、利用者一人一人の交通安全意識が欠かせません。交通安全意識を養うためには、自転車の交通安全啓発活動や交通安全教育によって、ルールの周知や理解などを行う必要があります。

そこで本市では、交通事故防止を図るため、「自転車適正利用の推進」と「交通安全思想の普及」を柱に、交通ルールの周知や理解といった自転車利用のルールやマナーの啓発を推進していきます。

地域交通安全指導者育成研修会



自転車マナーアップキャンペーン



2. 自転車適正利用の推進

2-1. 平塚市自転車安全利用7則の推進

本市では、自転車を安全に利用するため、自転車のルールやマナーをまとめた「平塚市自転車安全利用7則」を設けました。この「平塚市自転車安全利用7則」は、平成19年7月に警察庁で定められた自転車安全利用5則に、「自転車は駐輪場へ」「自転車にカギをかけよう」の独自の2則を加えたものです。本市では、この平塚市自転車安全利用7則を中心に、交通安全キャンペーン等を展開し、警察等と連携して、自転車の適正利用を推進していきます。

【平塚市自転車安全利用7則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用
- 6 自転車は駐輪場へ
- 7 自転車にカギをかけよう

平塚市自転車安全利用7則チラシ



2-2. 交通安全キャンペーンの展開

本市では、平塚警察署をはじめ、平塚市交通安全協会等の関係団体を含めた平塚市交通安全対策協議会を組織し、関係団体と協力して交通安全啓発運動を推進しています。

具体的には、各季の交通安全運動やイベント等において、交通安全キャンペーンを実施し、平塚市自転車安全利用7則を中心とした自転車のルールやマナーの周知、平塚警察署等の交通安全指導を行っています。

このような周知や指導等を継続的に行っていくことで、交通安全意識の啓発ができることから、今後も自転車利用者一人一人のマナーアップに取り組んでいきます。

自転車街頭点検で安心キャンペーン



自転車マナー“アップル”キャンペーン



2-3. 自転車乗車用ヘルメット購入費助成事業の実施

平成20年6月に道路交通法が改正され、保護者が児童または幼児を自転車に同乗させる場合には、自転車乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない規定が追加されました。

国内大手のヘルメットメーカーでは、平成26年3月に3歳から小学校低学年の子どもをもつ全国の親1,000人を対象に、子どもの自転車ヘルメット着用と交通安全に関する意識調査が実施されました。その調査によると、75.8%が自転車走行で危ないと感じた経験があるものの、自転車ヘルメットを着用させていない親は61.0%にのぼり、道路交通法が改正されて約6年が経過するも、依然として自転車事故に対する親の危機意識の低さが明らかになりました。

本市の自転車事故状況を見ると、平成25年の自転車事故408件の内、13歳未満の自転車交通事故は41件で、そのすべてが自転車ヘルメットをかぶっておらず、自転車乗車用ヘルメットの普及率の低さが目立ちます。

そこで、本市では平成26年度より、公益財団法人平塚市まちづくり財団と共同で、幼児・児童用自転車ヘルメット助成事業を開始しました。本制度を実施することで、自転車ヘルメットの着用の普及を図り、子どもと保護者への自転車の交通安全意識の高揚と自転車事故の転倒時のケガの軽減を図っています。また令和元年度からは、高齢者が交通事故に遭った際も、頭部を保護することで重大な事故につながらないようにするため、高齢者への自転車ヘルメット購入助成制度を拡充しました。

今後も、さらなる自転車ヘルメットの普及と交通安全意識の向上に取り組んでいきます。

2-4. 自転車損害賠償責任保険等への加入義務化

「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」制定に伴い、令和元年10月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられました。本市では、各季の交通安全運動や交通安全教室で自転車の安全で適正な利用の促進をしながら自転車損害賠償責任保険等への加入漏れがなく、自転車利用者一人一人が万が一に備えることができるよう条例周知に努めていきます。

2-5. チラシ、広報等の周知活動

交通安全キャンペーン以外の交通安全啓発活動の一つとしては、年2回、市内小学校、中学校、高等学校の全校児童生徒に自転車交通安全チラシを配布しています。

また、5月の九都県市一斉自転車マナーアップ運動には、中学生と高校生には平塚市自転車安全利用7則リーフレットを、小学生には自転車交通安全チラシを全校配布しています。

さらに、各季の交通安全運動の際には、広報紙への掲載依頼や記者発表をするなど、年間を通して、交通事故防止を図るよう、広報啓発に努めていきます。

3. 交通安全思想の普及

3-1. 幅広い市民に交通安全教室を実施

本市では、交通安全教育指導員を配置して幼児から高齢者、障がい者など含め幅広い市民に、年間200回程程度の交通安全教室を実施し、約2万人の方が受講しています。

この交通安全教室では、交通安全に関する講話や教育ビデオの上映のほか、横断歩道の渡り方や自転車の乗り方、宅配便業者や神奈川県トラック協会と連携した自転車巻き込み事故などの実演や死角体験教室など実践的な指導を行っています。特に自転車の交通安全教育では、交差点での自転車事故が多いため、交差点前の一時停止やブレーキのかけ方、安全確認の方法といった具体的な指導を行っています。

また、高齢者を対象にした交通安全教室では、視覚トレーニングや反射ゲーム等を取り入れるとともに、自動車運転免許自主返納制度を周知するなど交通安全意識の向上に努めています。

今後も国際化等の社会情勢や時代の変化に合わせ、交通事業者とも連携しながら、より効果的・実践的な交通安全教室を継続的に実施することで、多くの方々の交通ルールに対する理解を深め交通事故防止を図っていきます。

交通安全教室



3-2. 研修会の実施

児童生徒や一般の方を対象に交通安全教室を実施している一方で、平塚市交通安全対策協議会が中心となり、学校現場で交通安全対策に携わる指導者を対象にした研修会を実施しています。

交通安全指導者研修会では、市内中等教育学校や高等学校の交通安全指導教諭を対象に、交通安全対策の情報共有や指導方法の確認など、一層の交通安全指導の強化を図っています。また、地域交通安全指導者育成研修会では、地域の登下校指導に携わる小学校PTAの方や交通安全協会会員を対象に、登下校の旗振り指導や交通事故防止講話を通じて、交通安全指導の向上を図っています。

これら研修会における交通安全指導者の指導力向上により、交通事故防止を図るとともに、交通ルールやマナーの周知を図っていきます。

3-3. 交通安全ポスターコンクールの実施

本市では、幼児・児童の交通安全意識の高揚と交通安全教育の効果を高めるため、交通安全ポスターコンクールを実施しています。対象は、従来は4歳以上の幼児から小学生までとしてきましたが、平成25年度より中学生の部を新設し、幼児から中学生までと対象の範囲を拡大し、より多くの子どもたちが参加できるようにしました。

また、入賞作品については、市庁舎や郵便局街並ギャラリーへ展示することで、子どもだけでなく、大人の交通安全意識が向上するよう、交通安全啓発に活用しています。

交通安全ポスターコンクールは、参加した子どもだけでなく作品を見た大人に至るまで、交通安全意識を広く周知できることから、引き続き実施し、交通安全意識の向上を図っていきます。

ポスターコンクール入賞作品



ポスターコンクール応募作品



3-4. スケアードストレート事業の実施

公益財団法人平塚市まちづくり財団の協力により、スタントマンによる実演型交通安全教室（スケアードストレート）を実施しています。本事業は、自転車事故を実際に体感することにより、交通ルールの遵守と事故を起こさないという意識を養い、自転車の交通事故防止を図ることを目的に、自転車利用の多い中学生を対象に実施しています。

今後も、交通事故の擬似体験を通じて、交通安全意識の向上を図っていきます。

スケアードストレート

